

広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令等の一部を改正する省令  
 制定：令和 2年 4月30日経済産業省令第44号

広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令等の一部を改正する省令  
 令和 2年 4月30日経済産業省令第44号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）及び関係法令の規定に基づき、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月三十日 経済産業大臣 梶山 弘志

**広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令等の一部を改正する省令**  
**（広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令の一部改正）**

**第一条** 広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成二十七年経済産業省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(収入支出等の報告)	(収入支出等の報告)
<b>第十一条</b> 推進機関は、事業年度の各四半期ごとに、収入及び支出については合計残高試算表により、第七条の規定により負担した債務については事項ごとに金額を明らかにした報告書により、当該四半期経過後一月以内に経済産業大臣に報告しなければならない。 <u>ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内にこれらの文書により報告することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に報告をしなければならない。</u>	<b>第十一条</b> 推進機関は、事業年度の各四半期ごとに、収入及び支出については合計残高試算表により、第七条の規定により負担した債務については事項ごとに金額を明らかにした報告書により、当該四半期経過後一月以内に経済産業大臣に報告しなければならない。

**（みなしガス小売事業者部門別収支計算規則の一部改正）**

**第二条** みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成二十九年経済産業省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書等の提出等)	(旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書等の提出等)
<b>第四条</b> 旧一般ガスみなしガス小売事業者は	<b>第四条</b> 旧一般ガスみなしガス小売事業者は

、毎事業年度経過後四月以内に旧法第二十六条の二第二項の規定による提出を行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に同項の規定による提出を行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に提出を行わなければならない。	、毎事業年度経過後四月以内に旧法第二十六条の二第二項の規定による提出を行わなければならない。
2 [略]	2 [略]
第五条・第六条 [略]	第五条・第六条 [略]
(旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書の提出)	(旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書の提出)
第七条 前条の旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、供給地点群ごとに様式第三を、毎事業年度経過後四月以内にその供給地点群を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に同様式を提出することが困難であるときは、当該経済産業局長が当該事由を勘案して定める期間内に提出しなければならない。	第七条 前条の旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、供給地点群ごとに様式第三を、毎事業年度経過後四月以内にその供給地点群を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

(ガス事業託送供給収支計算規則の全部を改正する省令の一部改正)

第三条 ガス事業託送供給収支計算規則の全部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<u>ガス事業託送供給収支計算規則</u>	<u>ガス事業託送供給収支計算規則の全部を改正する省令</u>
第一条～第七条 [略]	第一条～第七条 [略]
(託送収支計算書等の公表方法等)	(託送収支計算書等の公表方法等)
第八条 事業者（地方公共団体である事業者を除く。）は、当該事業者の事業年度経過後四月以内に法第五十三条第二項の規定による公表をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に同	第八条 事業者（地方公共団体である事業者を除く。）は、当該事業者の事業年度経過後四月以内に法第五十三条第二項の規定による公表をしなければならない。

項の規定による公表をすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に公表をしなければならない。	
2～4 [略]	2～4 [略]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

**附 則**

この省令は、公布の日から施行する。

\*\*\*\*\*